

ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーン 利用規約
令和8年5月29日 施行

(総則)

第1条 本規約は、山口県(以下「県」といいます。)が実施する「ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーン」(以下「本キャンペーン」といいます。)に関し、ポイント等の交付を申請する者(以下「申請者」といいます。)が遵守すべき事項や要件を定めるものです。本キャンペーンに係るポイント等の交付申請は、本規約を承諾の上で行うものとし、申請を行った場合は本規約に同意したものとみなします。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は、以下のとおりです。

- 1) 「委託事業者」本キャンペーンを運営する業務について県の委託を受けたJTB・ギフトパッド共同企業体をいいます。
- 2) 「事務局」本キャンペーン運営のために委託事業者が設置する事務局をいいます。
- 3) 「ポイント等」申請者が交付を受けることができるキャッシュレスポイントおよび商品券の総称をいいます。
- 4) 「参加店舗」本キャンペーンにおける購入対象店舗として登録された山口県内の「通常店」または「地域協力店」をいいます。
- 5) 「通常店」募集要項に記載の基本要件を満たしている参加店舗をいいます。
- 6) 「地域協力店」募集要項に記載の基本要件及び地域協力店要件を満たしている参加店舗をいいます。
- 7) 「申請チケット」ポイント等の交付申請に必要となる、専用コードが付されたチケットをいいます。

(事業の概要)

第3条 本キャンペーンは、山口県内に居住する(本キャンペーンの実施期間中に居住予定の)個人が、対象期間中に参加店舗において対象製品を購入・県内の住宅に設置し、申請を行った場合にポイント等を交付するものです。

2 本キャンペーンの実施期間は、以下のとおりとします。

- 1) 購入対象期間: 令和8年5月29日(金)から令和9年1月31日(日)まで
- 2) 交付申請受付期間: 令和8年5月29日(金)から令和9年2月21日(日)まで
- 3) ポイント等交付手続き期間: 令和8年5月29日(金)から令和9年3月7日(日)まで

3 前項の期間内であっても、交付累計額が県の予算上限に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

(対象製品およびポイント額)

第4条 本キャンペーンの対象製品は、エアコン、冷蔵庫、テレビ、LED照明器具、高効率給湯器のうち、一定の省エネ性能基準を満たし、事務局が指定した製品とします。交付されるポイント等の額は、製品の性能および購入店舗の区分(通常店または地域協力店)に応じ、別表1, 2(本規約末尾に記載)のとおり定めます。

(ポイント等の種類)

第5条 本キャンペーンにおいて交付を受けることのできるポイント等の種類は、次に掲げるものとします。なお、本キャンペーンにおいて交付されたポイント等については、対象となるポイント等の運営者が定める利用規約等の規定が適用されます。

【ポイント】

PayPayポイント、dポイント、au PAY ギフトカード、Edy ギフト ID、WAON POINT e ギフト、nanacoギフト、Amazon ギフトカード、Apple Gift Card、Google Play ギフトコード

【商品券】

JCBギフトカード、QUOカード

※PayPayポイントは出金、譲渡不可です。PayPay/PayPayカード公式ストアでも利用可能です。

※dポイントは、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービス「ポイント@ギフト(dポイント)」で進呈いたします。

※「au PAY」は、KDDI株式会社の商標です。

※「EdyギフトID」は、楽天Edy株式会社との発行許諾契約により、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。

※「楽天Edy(ラクテンエディ)」は、楽天グループのプリペイド型電子マネーサービスです。

※「EdyギフトID」を登録することで、楽天Edyとして受け取ることができます。

※「WAON POINT」は、イオン株式会社の登録商標です。

※「WAON POINT eギフト」は、イオンマーケティング株式会社が発行許諾するサービスであり、株式会社NTTカードソリューションは、その許諾に基づきサービスを提供しています。

※「nanaco(ナナコ)」と「nanacoギフト」は株式会社セブン・カードサービスの登録商標です。

※「nanacoギフト」は、株式会社セブン・カードサービスとの発行許諾契約により、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。本キャンペーンについてのお問い合わせは株式会社セブン・カードサービスではお受けしておりません。ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーン 利用者向けコールセンター(050-5893-1313)までお願いいたします。

※ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーンは山口県による提供です。ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーンについてのお問い合わせはAmazonではお受けしておりません。ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーン 利用者向けコールセンター(050-5893-1313)までお願いいたします。

※Amazon、Amazon.co.jpおよびそれらのロゴはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

※© 2026 iTunes K.K. All rights reserved.

※Google PlayはGoogle LLCの商標です。

(ポイント等の交付申請手続)

第6条 申請者は、原則として専用サイトからオンラインで申請を行ってください。申請には、申請チケットと、対象製品の購入レシート等の画像、メーカー保証書の画像、設置後の画像が必要です。ポイント等の受取手続には期限があり、事務局が通知する期日を過ぎた場合、受取の権利は一切失効します。この場合、県および委託事業者は一切の責任を負いません。なお、オンライン申請が困難な場合、事務局が別途、定める方法により、紙による申請も可能とする。

(申請の制限: 世帯管理)

第7条 本キャンペーンにおける申請は、1世帯につき計2回までを上限とします。事務局は、申請された住所(番地・部屋番号を含む)、氏名、電話番号等を基に、同一世帯か否かの判定を行う権利を有し、申請者はその判定結果に異議を唱えられないものとします。なお、1回の申請で対象となる台数は、エアコンおよびLED照明器具は3台まで、その他の品目は1台までとします。

(ポイント等交付申請の受付ができない場合)

第8条 次の各号に掲げる場合には、交付申請を受け付けることができません。

- 1) システム障害、点検等のやむを得ない理由により受付を停止している場合。
- 2) 本キャンペーンの予算上限に達した場合。
- 3) 申請に必要な情報または証拠書類が不足している場合。

(交付の拒否・取消および返還請求)

第9条 事務局は、以下の各号に該当する場合、ポイント等の交付を行わず、または既に交付したポイント等の返還を求めることができます。

- 1) 第8条に該当するとき。
- 2) 申請チケットに不正使用が認められたとき。
- 3) 証拠書類の改ざん、転売目的の購入、その他の不正行為が認められたとき。
- 4) 本規約に定める誓約事項に違反することが判明したとき。
- 5) 交付申請が行われた対象製品の返品等があったとき、または取引が無効となったとき。

(返品時の手続)

第10条 申請者は、ポイント交付申請後に対象製品を返品等した場合は、直ちに事務局へ届け出なければなりません。

(禁止事項)

第11条 申請者は、申請チケットの第三者への譲渡・販売、および本キャンペーンで交付を受けた対象製品の営利目的での転売・譲渡等してはなりません。

(調査)

第12条 県または事務局は、不正や規約違反の疑いがある場合、製品の設置状況等について調査を行うことができ、申請者はこれに協力しなければなりません。

(誓約事項)

第13条 申請者は、申請にあたり以下の事項について誓約するものとします。

- 1) 交付申請にあたり、虚偽の内容を入力・記載しないこと。
- 2) 本事業の対象製品について、国、他の地方公共団体、または山口県内の各市町が実施する物価高騰対策を目的とする補助金・給付金等(宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成事業費助成金、山口市安心快適住まいる助成事業助成金、省エネ家電製品購入支援事業補助金(萩市)、岩国市省エネ家電買換え促進補助金、岩国市省エネリフォーム促進補助金、光市家庭用LED照明買替サポート補助金、美祢市省エネ家電購入支援補助金、およびその他各市町が今後、新たに又は追加実施する省エネ家電等への補助金・給付金を含む)を受けていない(受ける予定もない)こと。
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等ではないこと。

(事業の内容変更・終了)

第14条 県は、予算状況や社会情勢等により、本キャンペーンの内容を予告なく変更、中断、または終了することができるものとします。

(規約の変更)

第15条 県は、必要に応じて本規約の内容を変更できるものとし、その内容は本キャンペーン公式サイト(URL: <https://buchieco-yamaguchi-shoene.jp/>)に掲載された時点から効力を生じます。

2 前項の変更により生じた損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(事務局の責任等)

第16条 事務局は、申請内容と証拠書類に相違がある場合、適正なポイント額に訂正して交付する権利を有します。

(申請者の責任)

第17条 申請者は、自己責任において本キャンペーンへ参加するものとし、本キャンペーンへの参加に係る行為およびその結果について、県または事務局に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負うものとします。

2 参加店舗のスタッフが申請を補助、または代理で行った場合であっても、入力内容の責任はすべて申請者本人が負うものとします。

(免責事項)

第18条 県および委託事業者は、以下について一切の責任を負いません。

- 1) 参加店舗と申請者との間に生じた製品、工事、設置、アフターサービス等に関する紛争。
- 2) 申請時の通信障害、システムトラブル、または郵送事故による遅延・不着・紛失。

(個人情報の取扱い)

第19条 事務局は、取得した個人情報を本事業の運営および効果検証の目的にのみ利用します。事務局は、本キャンペーンを通じて取得した情報を、事業終了年度の翌年度から起算して最大5年間保存します。

(準拠法および管轄)

第20条 本規約は日本法に準拠します。本キャンペーンに関連して生じた紛争については、山口地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(告知内容の改定)

第21条 本キャンペーン公式サイトに掲載される最新の内容は、従来の告知や印刷物に記載された内容に優先するものとします。

(問い合わせ先)

第22条 本キャンペーンに関する質問等は、以下のコールセンターで受け付けるものとします。

【ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーン 利用者向けコールセンター】

電話番号:050-5893-1313

受付時間:24時間対応(オペレーター対応は10:00~19:00(12月29日~1月3日の期間は除く)、その他の時間は自動音声での対応)

(別表1) 対象製品要件

品目	能力・サイズ	省エネ性能基準（多段階評価点）
エアコン	2.2kW以下	★★★以上（3.0以上）
	2.5kW～2.8kW	★★★以上（3.0以上）
	3.6kW以上	★★★以上（3.0以上）
冷蔵庫	150L～350L	★★以上（2.0以上）
	351L～450L	★★★以上（3.0以上）
	451L以上	★★★★以上（4.0以上）
テレビ	19v型～38v型	★★★★☆以上（3.5以上）
	39v型以上	★★以上（2.0以上）
LED照明器具	一律	★★★★☆以上（3.5以上）
高効率給湯器 ※	一律	★★★以上（3.0以上）

※高効率給湯器のうち、統一省エネラベルの対象ではないハイブリッド給湯器、エネファームについては、国の「高効率給湯器導入促進による家庭の省エネルギー推進事業費補助金の対象機器」を対象製品とする。

(別表2)ポイント等の交付額

品目	能力・サイズ	通常店 (通常店コース)	地域協力店 (地域協力店コース)
エアコン	2.2kW以下	20,000円分	40,000円分
	2.5kW～2.8kW	30,000円分	60,000円分
	3.6kW以上	40,000円分	80,000円分
冷蔵庫	150L～350L	10,000円分	20,000円分
	351L～450L	25,000円分	50,000円分
	451L以上	35,000円分	70,000円分
テレビ	19v型～38v型	5,000円分	10,000円分
	39v型以上	15,000円分	30,000円分
LED照明器具	一律	2,500円分	5,000円分
高効率給湯器	一律	30,000円分	60,000円分